

## 平成26年度 清須市地域防災計画改正のポイント

資料 1 - 1 ①

### ◎地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

### ◎修正概要

- (1) 愛知県地域防災計画（平成26年度修正）に基づく修正
- (2) 市の実情に合わせた修正

### ◎主な修正事項

#### ○災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正（平成24年6月）の際の附帯決議や中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告を踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、必要な修正を行う。

#### 「地区防災計画」（新旧対照表P10）

- 第2章 風水害等災害・地震災害予防計画 第11節 防災基礎体力の向上  
第1 地域・組織  
2. 基本方針（抜粋）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

住民及び事業者による地区内の防災活動の推進として、地区防災計画の作成に関する旨を追加した。

今後、ブロック自主防災組織及び事業所に対して啓発活動を行っていく。

「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮」（新旧対照表P8・9）

- 第2章 風水害等災害・地震災害予防計画 第5節 安全避難の環境整備  
第1 避難場所の指定整備

#### 2. 基本方針（抜粋）

避難場所の指定・整備を災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を以下のとおり総合的に進める。

（略）

避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。また、避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図る。

- 第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備

#### 2. 基本方針（抜粋）

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

指定緊急避難場所及び避難所の指定は、地域防災計画の改訂に合わせて順次行っていく。

避難所の運営にあたっては、「清須市避難所運営マニュアル」の改訂に着手する。

## 「避難行動要支援者名簿作成等」（新旧対照表 P 1 3）

## 第 2 章 風水害等災害・地震災害予防計画

## 第 1 2 節 要配慮者等の安全避難の環境整備

## 第 2 避難行動要支援者名簿の整備

## 2. 基本方針

清須市は、要配慮者のうち災害発生時等に特に避難支援を要する者の名簿（以下「名簿」という。）を整備する。名簿に掲載する災害発生時等に特に避難支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の範囲は、65歳以上の一人暮らし高齢者、要介護高齢者、身体障害者、知的障害者、その他市長が必要と認める者とする。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他必要な事項を記載・記録するものとし、必要な個人情報の入手方法は、市社会福祉課が保有する身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳及び高齢福祉課が保有する介護保険受給者台帳その他名簿の作成に必要な台帳を活用し名簿の整備をするとともに、新たに市に転入した者や名簿に掲載する者の範囲に該当することとなったものを名簿に掲載する。名簿に掲載されたものが転居や死亡等の異動を住民登録により確認した場合又は社会福祉施設等へ長期間入所を把握した場合は名簿から削除する。

市は名簿情報を西春日井広域事務組合、西枇杷島警察署、民生委員・児童委員、清須市社会福祉協議会、清須市市政推進委員、市内自主防災組織及び町内会組織（以下「避難支援等関係者」という。）に平常時から提供できるものとし、名簿情報の提供にあつては、避難行動要支援者本人の同意を確認する。同意方法は、本人の同意が確認できると判断できる書面により行い、本人が障害等により同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合にあつては、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、本人が同意したものとみなす。

名簿提供に際し情報漏えいを防止するために、個人情報適切に取り扱われるよう指導する。

避難の勧告・指示を行った場合は、第 3 章第 5 節第 1 避難勧告・指示の伝達により行い、特に避難行動要支援者に配慮した名簿情報を有効に活用した方法により支援を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の支援を避難情報に基づき行うものとする。市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する

ものとする。

上記の名簿等は、平成 27 年度から予定される清須市地域防災計画の見直しに合わせて変更することを予定する。見直しされるまでの間は、上記の名簿と災害時要援護者台帳を併用し避難支援を実施することとする。

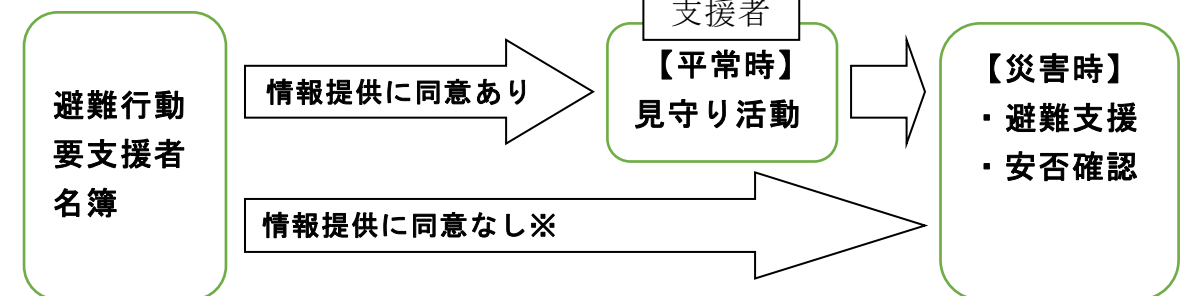
## 地域防災計画に記載されている用語の整理

- ① 災害時要援護者…高齢者・障害者・傷病者・乳幼児・外国人等の災害対応能力にハンディキャップのあるもの  
⇒**改正法は、要配慮者 or 避難行動要支援者へ変更**
- ② 要配慮者…災害対策基本法改正により規定された高齢者・障害者・乳幼児・その他の特に配慮を要する者を指す。
- ③ 避難行動要支援者…法改正により規定された要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを指す。

## 【用語のイメージ】



## 【制度のイメージ】



※「生命・身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿の利用が可能」

避難行動要支援者名簿の作成は、地域防災計画の改訂に合わせて順次行っていく。

既存の災害時要援護者台帳は、当分の間、新しく作成する避難行動要支援者名簿と併用し、避難支援に活用していく。